

個人事業者等の保護に関する労働安全衛生規則等の改正事項（追加分）

1 労働安全衛生規則

- 第 592 条の 3 に規定する措置（廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務に係る作業を行うときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後作業を行うこと）について、請負人に対する周知規定を追加。【法定の作業方法であるため周知対象に追加】

2 有機溶剤中毒予防規則

- 第 9 条第 2 項に規定する措置（タンク等の内部における有機溶剤業務に係る発散源密閉設備等の設置を要しない条件の 1 つとして、送気マスクを備えること）について、請負人に対する周知規定を追加。【保護具使用等に係る措置であるため周知対象に追加】

3 四アルキル鉛中毒予防規則

- 第 2 条第 1 項第 8 号に規定する措置（四アルキル鉛を入れるドラム缶等の容器を堅固で四アルキル鉛が漏れるおそれのないものとする等）について、請負人に対する周知規定を追加。【法定の作業方法であるため周知対象に追加】
- 第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する措置（四アルキル鉛に係るタンク内業務における設備の操作等に係る措置）について、請負人に対する周知規定を、配慮規定に変更するとともに、同項第 6 号及び第 8 号に規定する措置について配慮規定を追加。【設備の稼働に係る措置であるため配慮義務に変更】

4 特定化学物質障害予防規則

- 第 22 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する措置（設備を分解する作業等における設備の操作等に係る措置）、第 22 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する措置（設備を分解する作業等における設備の操作に係る措置）並びに第 38 条の 13 第 3 項第 1 号に規定する措置（三酸化アンチモン等に係る発散源密閉設備等の設置を要しない条件の 1 つとして、特定の作業について全体換気装置を設け、これを有効に稼働させること）について、請負人に対する配慮規定を追加。【設備の稼働に係る措置であるため配慮対象に追加】
- 第 38 条の 5 第 3 号に規定する措置（P C B を容器に入れ、又は容器から取り出すときに用いる器具に関する措置）について、周知及び配慮規定から周知規定に変更。【法定の作業方法であるため周知規定に変更】
- 第 12 条に規定する措置（アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後でなければ、廃棄してはならないこと）、第 12 条の 2 に規定する措置（特定化学物質により汚染されたばら等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に収めておく等の措置）、第 20 条に規定する措置（特定化学設備又は化学設備に関して、第三類物質等の漏えい防止のための規程を定め、これにより作業を行うこと）、第 22 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する措置（設備を分解する作業等について、設備の内部の確認及び閉止版を取り外す場合の措置）、第 22 条第 2 項に規定する措置（確認が

行われていない設備の内部に頭を入れてはならない旨の周知)、第 38 条の 10 第 3 号及び第 4 号に規定する措置 (エチレンオキシド等を用いて行う滅菌作業について、滅菌器の扉等の点検及びエアレーションの手順を定める等の措置)、第 38 条の 13 第 2 項第 1 号の規定 (三酸化アンチモン等に係る発散源密閉設備等の設置を要しない条件の 1 つとして粉状の三酸化アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせること) 及び第 38 条の 20 第 3 項第 1 号の規定 (リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業について、作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること) について、請負人に対する周知規定を追加。【法定の作業方法であるため周知対象に追加】

- ・ 第 22 条第 1 項第 1 号に規定する措置 (設備を分解する作業等について、作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させること) について、請負人に対する周知は不要とした (要綱には周知規定として記載していた)。【作業計画を周知対象としない方針に基づいて除外】
- ・ 第 38 条の 15 第 4 号に規定する措置 (ニトログリコール又は薬が付着した器具の保管容器に関する措置)、第 38 条の 19 第 1 項第 11 号から第 16 号までに規定する措置 (一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業に関する容器、保管等に関する措置) について、請負人に対する周知は不要とした (要綱には周知規定として記載していた)。【事業者が措置すべき内容であるため周知対象から除外】

5 高気圧作業安全衛生規則

- ・ 第 18 条第 2 項に規定する措置 (減圧を終了した者は 14 時間は重激な業務に従事させてはならないこと) 及び第 41 条に規定する措置 (特定の疾病にかかっている労働者の就業禁止措置) について、請負人に対する周知規定を追加。【法定の作業方法 (就業禁止) に係る規定であるため周知対象に追加】

6 酸素欠乏症等防止規則

- ・ 第 13 条に規定する措置 (酸素欠乏危険作業における作業の監視人の配置等の措置) 及び第 25 条の 2 第 3 号から第 5 号までに規定する措置 (設備を分解する作業等について、設備の操作等に係る措置) について、請負人に対する配慮規定を追加。【設備の稼働に係る措置であるため配慮対象に追加】

7 粉じん障害防止規則

- ・ 粉じん等の有害性等に関する揭示規定を追加。【揭示規定がない省令には新たに揭示規定を設けるという方針に基づいて追加】